

議案第 76 号

訴えの提起について

所有権移転登記手続等請求事件に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 訴えの相手方

住所	氏名
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

2 訴えの趣旨

別表記載の土地について、昭和 52 年 5 月 31 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続及び抵当権設定登記の抹消登記手続を請求する。

3 事件の内容

令和 5 年 3 月 31 日をもって廃校となった旧神戸小学校の跡地の利活用を検討するに当たり、当該地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校跡地の今後の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要があるが、別表記載の土地については、登記簿に記載されている住所の現在の場所が不明であることから名義人等の所在が確認できない。

伊賀市（旧上野市）は、伊賀市（旧上野市）立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平

穩に、かつ、公然と占有しており、昭和52年5月31日の経過をもって、民法第162条第1項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積	登記名義人
伊賀市上神戸字白地29番	学校用地	62 m ²	[REDACTED]